

1 森林環境税の創設

我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国税として森林環境税が創設されました。

令和6年度から、住民税均等割の枠組みを用いて、1人年額1,000円(国税)を区市町村が賦課徴収します。非課税基準は住民税均等割と同様です。

また、その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・区市町村へ譲与されます。

詳しくは、下記の練馬区ホームページをご覧ください。

なお、平成26年度から開始された防災・減災事業の財源を確保するための住民税均等割の税率の特例(年間1,000円(特別区民税500円・都民税500円)を加算する措置)は、令和5年度で終了となりました。

2 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

国外に居住している30歳以上70歳未満の方で、扶養控除の対象となる扶養親族の範囲のうち、つぎに掲げる方のいずれにも該当しない場合は、原則として扶養控除の適用外となりました。

○留学により国内に住所および居所を有しなくなった方

○障害のある方

○その申告をする方(納税義務者)から前年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方

3 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

特定配当等・特定株式等譲渡所得については、これまで所得税と住民税で異なる課税方式の選択が可能でしたが、令和6年度(令和5年分)から所得税と課税方式を一致させることとなりました。所得税で申告した特定配当等・特定株式等譲渡所得は、住民税でも合計所得金額に算入されます。

詳しい改正内容については、練馬区ホームページをご覧ください。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/zei/jyuminzei/seido/6zeiseikaisei.html>



税務署からのお知らせ

つぎのような方は、所得税の確定申告が必要です。詳しくは、下記の税務署へおたずねください。

- ◎ 事業所得や不動産所得のある方で所得の合計金額が、所得税の配偶者控除・扶養控除・基礎控除などの所得控除の合計額を超える方
- ◎ 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
- ◎ 1か所から給与等の支払いを受けている方で、給与等以外の所得金額が20万円を超える方
- ◎ 2か所以上から給与等の支払いを受けている方
- ◎ 雑損控除、医療費控除、寄附金控除および住宅ローン控除などを申告し、所得税の還付を受ける方
- ◎ 公的年金等の収入が400万円以下で、当該年金以外の所得金額が20万円を超える方
- ◎ 外国の公的年金等の支給を受けている方

練馬東税務署 栄町23-7 ☎03-6371-2332	練馬西税務署 東大泉7-31-35 ☎03-3867-9711
〒176・179の地域 富士見台・南田中・高野台・谷原・三原台の地域	〒178の地域 〒177の左記練馬東税務署管轄地域外の地域

固定資産税・不動産取得税について	練馬都税事務所 ☎03-3993-2261
個人事業税・法人事業税・法人都民税について	豊島都税事務所 ☎03-3981-1211

住民税は、前年の1月から12月までの1年間の所得に対して、翌年の1月1日(賦課期日)現在の住所地がある自治体で課税されます。

申告が必要な方は令和6年3月15日(金)までに、区役所の窓口または郵送で住民税の申告をお願いします。

なお、住民税の申告は期限後も随時受け付けています。

所得があった場合

令和6年1月1日現在、練馬区に居住し、前年(1~12月)中に所得のあった方は原則、申告が必要です。ただし、つぎのいずれかに該当する方は申告は不要です。

- 1 前年(1~12月)中の収入が給与・公的年金のみで支払先から練馬区へ給与・公的年金等支払報告書が提出されている方のうち、控除内容に変更・追加がない方
※給与支払報告書が提出されているか不明な場合は勤務先の給与担当者に確認をお願いします。
- 2 所得税の確定申告書を税務署に提出した(する予定の)方
- 3 遺族年金等の非課税所得のみを受給されている方、所得が一定金額以下のため住民税が課税されない方
※下記の「所得がなかった場合」についてもご確認ください。

所得がなかった場合

令和6年1月1日現在、練馬区に居住し、前年(1~12月)中に所得がなかった方は申告義務はありません。ただし、つぎに該当する場合は、申告書裏面の「1 令和5年中に収入(所得)がなかった方の記入欄(申出書)」に記入し、提出してください。

- 1 国民健康保険・後期高齢者医療制度、介護保険等に加入している方(保険料の算定資料となります。)
※申告により、所得が一定基準以下の場合には、保険料が減額され、また70歳以上の高齢者については医療機関での一部負担金の割合が決まります。介護保険は、所得により保険料段階が決まります。
- 2 各種児童関連手当、就学援助、保育等のサービスを受けている方または受ける予定の方
- 3 非課税証明書を必要とする方(都営住宅、扶養親族の申請、奨学金、シルバーパスなど)
※申告書の提出がない方は、所得金額0円の記載がある非課税証明書の交付ができません。

申告に必要なもの

- 1 申告書
- 2 収入および経費のわかるもの(源泉徴収票、給与明細書、収入・必要経費の明細書等)
- 3 所得控除の明細書・証明書(医療費控除の明細書、国民年金保険料・生命保険料等の証明書、障害者手帳等)
※ただし、源泉徴収票に控除額が記入されている場合や所得がなかった場合は不要です。
※明細書等の添付がないと控除が認められない場合があります。
- 4 本人確認書類(マイナンバー確認・身元確認ができる書類)
(1) マイナンバーカード(マイナンバー確認・身元確認)
(2) マイナンバーが記載された住民票の写し等(マイナンバー確認)、健康保険証・運転免許証(身元確認)
※上記2・3の書類は、令和5年1月分から12月分までのものです。
※上記3の障害者手帳および上記4の書類は、郵送の場合、写しを同封してください。なお、郵送で健康保険証の写しを同封する場合は、保険者番号および被保険者等記号・番号を塗りつぶしてください。

提出先

提出先 練馬区役所 本庁舎4階 税務課 (〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1)
受付時間 午前8時30分から午後5時まで(土曜・日曜・祝休日を除く)
問合せ先 練馬区税務課 区税第一~第四係 電話 03-5984-4537(直通)

●郵送について

同封の返信用封筒(切手不要)に上記「申告に必要なもの」に記載の必要書類を入れてお送りください。
※申告書の控に受付印が必要な場合は、別紙の控に申告書と同じ内容を書き、返信先の住所・氏名を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。返信用封筒がない場合は控の返送はできません。

所得の種類と収入金額・必要経費

所得の種類		収入の内訳	必要経費
給与⑥		給料、専従者給与、賃金、賞与またはアルバイト・パート、日雇いなどの日給や時間給で賃金を受けた収入の合計額 源泉徴収票添付	記入の必要はありません。 〔給与所得については別表1を参照〕
雑	公的年金等⑫	年金(厚生年金・国民年金・公務員の共済年金など)の合計額 源泉徴収票添付 ●遺族年金、障害年金等は非課税所得です(申告書裏面1③に記入)。	記入の必要はありません。 〔公的年金等の雑所得については別表2を参照〕
	業務①	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの	収入を得るために支出した金額
	その他②	生命保険契約に基づく年金(個人年金・互助年金)、職業としていない人の原稿料・印税や講演料など	収入を得るために支出した金額
営業等③		卸売業、小売業、飲食店などの営業から生じた収入の合計額 医師、弁護士、作家、俳優、外交員などの自由職業や農業などによる収入の合計額	・雇人費 ・売上原価 ・地代家賃 ・減価償却費等
不動産④		家賃、地代、土地や家屋の権利金などから生じた収入の合計額	・修繕費 ・減価償却費等
配当⑤		株式の配当、出資の配当、剰余金の分配などから生じた収入の合計額 ●一般株式等の配当については、金額にかかわらず住民税の課税対象となり、申告が必要です。 ●上場株式等の配当(大口株を除く。)は、配当支払者等から都民税配当割が特別徴収されているため申告不要です。	・借入金の利子
総合譲渡⑥		土地建物等以外の資産(貴金属・ゴルフ会員権など)の譲渡から生じた収入の合計額(保有期間が5年超は長期)	資産の取得費と譲渡に要した費用など
一時⑥		賞金、懸賞の当選金品、生命保険の満期返戻金、競馬や競輪の払戻金など一時的な収入の合計額	収入を得るために支出した金額

別表1 給与所得の速算表 単位：円

給与収入	給与所得
0～1,618,999	給与収入－550,000
1,619,000～1,619,999	1,069,000
1,620,000～1,621,999	1,070,000
1,622,000～1,623,999	1,072,000
1,624,000～1,627,999	1,074,000
1,628,000～1,799,999	※A×2.4+100,000
1,800,000～3,599,999	※A×2.8－80,000
3,600,000～6,599,999	※A×3.2－440,000
6,600,000～8,499,999	給与収入×0.9－1,100,000
8,500,000以上	給与収入－1,950,000

※A＝給与収入金額÷4(割った後、千円未満の端数を切り捨てます)
※一定の要件を満たす場合、所得金額調整控除が適用され、上表で算出された給与所得から一定額が控除されます。

別表3 (旧制度) 生命保険料控除

区分	支払った保険料の金額	各区分ごとの控除額
	15,000円以下	全額
「一般生命」「個人年金」保険料	15,001円～40,000円	支払額の1/2＋7,500円
	40,001円～70,000円	支払額の1/4＋17,500円
	70,001円以上	35,000円

※各区分の控除額の合計は、新旧どちらの制度でも70,000円が限度額です。

別表6 配偶者控除

納税義務者の合計所得金額	控除額	
	配偶者	老人配偶者
9,000,000円以下	33万円	38万円
9,000,001円～9,500,000円	22万円	26万円
9,500,001円～10,000,000円	11万円	13万円

※合計所得金額が48万円以下の配偶者(「同一生計配偶者」という)であっても、納税義務者の合計所得金額が1,000万円超の場合は、別表6 配偶者控除、別表7 配偶者特別控除が適用されません。ただし、その同一生計配偶者に障害がある場合には、障害者控除の適用を受けることは可能です。

別表2 公的年金等の雑所得速算表 単位：円

年齢	公的年金等収入	雑所得
65歳以上 昭和34年1月1日以前生	0～3,299,999	年金収入－1,100,000
	3,300,000～4,099,999	年金収入×0.75－275,000
	4,100,000～7,699,999	年金収入×0.85－685,000
	7,700,000～9,999,999	年金収入×0.95－1,455,000
	10,000,000以上	年金収入－1,955,000
65歳未満 昭和34年1月2日以降生	0～1,299,999	年金収入－600,000
	1,300,000～4,099,999	年金収入×0.75－275,000
	4,100,000～7,699,999	年金収入×0.85－685,000
	7,700,000～9,999,999	年金収入×0.95－1,455,000
	10,000,000以上	年金収入－1,955,000

※公的年金等雑所得以外の所得の合計が、1,000万円超2,000万円以下の方には10万円、2,000万円超の方には20万円が、上記の表で算出された雑所得に加算されます。

別表4 (新制度) 生命保険料控除

区分	支払った保険料の金額	各区分ごとの控除額
	12,000円以下	全額
「一般生命」「個人年金」	12,001円～32,000円	支払額の1/2＋6,000円
	32,001円～56,000円	支払額の1/4＋14,000円
「介護医療」保険料	56,001円以上	28,000円

別表5 地震保険料控除

区分	支払った保険料の金額	地震保険料の控除額
地震保険	50,000円以下	支払額の1/2
	50,001円以上	25,000円
旧長期損害保険	5,000円以下	全額
	5,001円～15,000円	支払額の1/2＋2,500円
	15,001円以上	10,000円

※両区分を支払った場合の控除額の合計は25,000円が限度額です。

別表7 配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額と控除額		
	9,000,000円以下	9,000,001円～9,500,000円	9,500,001円～10,000,000円
480,001円～1,000,000円	33万円	22万円	11万円
1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円	11万円
1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円
1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円
1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円
1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円
1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円
1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円

所得控除(所得から差し引く金額)

所得控除の種類	控除内容・控除額
医療費控除	前年中に支払った、あなたや、あなたと生計を一にする配偶者・その他の親族のための医療費 【控除額】(医療費－保険金等の補てん額)－〔総所得金額等×5%(10万円を限度)〕 限度額 200万円 … a (セルフメディケーション税制)【控除額】(スイッチOTC医薬品購入費－12,000円) 限度額 8万8千円 … b ※a、bのいずれかのみ 明細書添付 ※領収書の添付では、控除を認められませんのでご注意ください。
社会保険料控除	前年中に支払った健康保険、国民年金(証明書原本添付)、介護保険、雇用保険などの保険料 【控除額】支払保険料全額
小規模企業共済等掛金控除	前年中に支払った小規模企業共済契約掛金、確定拠出年金加入者掛金(個人型・企業型)、心身障害者扶養共済掛金 【控除額】支払掛金全額 証明書原本添付
生命保険料控除	前年中に支払った一般生命保険、個人年金保険、介護医療保険の保険料 【控除額】それぞれの区分ごとに別表3、別表4で算出した額の合計 証明書原本添付(一契約年額9,000円以下の旧一般生命保険は除く)
地震保険料控除	前年中に支払った地震保険の保険料および平成18年12月31日までに契約締結した長期損害保険の保険料 【控除額】地震保険と長期損害保険について、それぞれ別表5で算出した額の合計 証明書原本添付
雑損控除	前年中に受けた、あなたやあなたと生計を一にする総所得金額等が48万円以下の配偶者・その他の親族にかかわる災害や盗難または横領による住宅や家財の損害 【控除額】右記の(1)、(2)のいずれか多い金額 (1) (差引損失額)－(総所得金額等×10%) (2) (差引損失額のうち災害関連支出の金額)－5万円 ※差引損失額＝損害金額(災害関連支出の金額を含む)－保険金等で補てんされる金額 証明書原本添付
配偶者控除※	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合 【控除額】別表6で算出した額
配偶者特別控除※	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合 【控除額】別表7で算出した額
扶養控除※	あなたと生計を一にする親族(他の親族に扶養されていない方に限る)の合計所得金額が48万円以下の場合 一般扶養 【控除額】33万円・・・特定扶養と老人扶養に該当しない配偶者以外の扶養親族 〔平成17年1月2日～平成20年1月1日に生まれた方〕 〔昭和29年1月2日～平成13年1月1日に生まれた方〕 特定扶養 【控除額】45万円・・・平成13年1月2日～平成17年1月1日に生まれた方 老人扶養 【控除額】38万円・・・昭和29年1月1日以前に生まれた方 同居老親等【控除額】45万円・・・老人扶養親族で、あなたまたは配偶者のいずれかと同居を常況としており、そのいずれかの直系尊属である場合
ひとり親・寡婦控除	ひとり親 【控除額】30万円・・・あなたが婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(※)がいる単身者で、合計所得金額が500万円以下の場合 ※生計を一にする子・・・総所得金額等が48万円以下で、他の人の配偶者控除・扶養控除の対象になっていない方 寡婦 【控除額】26万円・・・あなたがひとり親控除に該当せず、つぎのいずれかに該当する場合 ①夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる方で、合計所得金額が500万円以下の場合 ②夫と死別した後婚姻しておらず、または夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下の場合(この場合は、扶養親族がいることは要件になっていません) ※ひとり親・寡婦控除とも、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象となりません。
障害者控除※	あなたやあなたの同一生計配偶者、その他の扶養親族の方が障害者である場合 障害者 【控除額】26万円・・・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 または同程度の障害がある方 特別障害者 【控除額】30万円・・・身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度・2度、精神障害者保健福祉手帳1級 または同程度の障害がある方 ・特別障害者の方を同居で扶養している場合は23万円を加算 証明書(手帳の写しなど)添付
勤労学生控除	あなたが学生、生徒で合計所得金額が75万円以下で、かつ、勤労によらない所得が10万円以下の場合 【控除額】26万円 証明書(在学証明書(在学期間の記載があるもの)・学生証の写しなど)添付
基礎控除	合計所得金額2,500万円以下の方に適用される控除です。記入の必要はありません。 【控除額】15～43万円

※国外居住者の配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・障害者控除(16歳未満の扶養親族を含む。)の適用を受ける場合、「親族関係書類」および「送金関係書類」等の添付が必要です。詳しくは申告書表面右下の注意書きをご確認ください。

税額控除

【寄附金税額控除】

前年中に都道府県、区市町村、東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部へ寄附した場合、あるいは東京都または練馬区が条例で指定した団体へ寄附した場合は、申告書表面の「⑥税額控除」の「寄附金に関する事項」に記入のうえ、寄附金の受領証明書などを添付してください。

〔練馬区〕が指定した寄附先についてのお問い合わせ・・・税務課
〔東京都〕が指定した寄附先についてのお問い合わせ・・・東京都主税局課税部課税指導課 ☎03-5388-2956

【特別区民税・都民税の住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)】

所得税から控除しきれない金額について住民税から税額控除する制度です。この税額控除の適用を受けるためには、確定申告または年末調整の手続きが必要です。練馬区への申告は原則不要です。

【対象となる方】

平成26年～令和5年の間に入居した方で、令和5年分の所得税において、住宅ローン控除の適用がある場合で、所得税から控除しきれなかった額のある方